

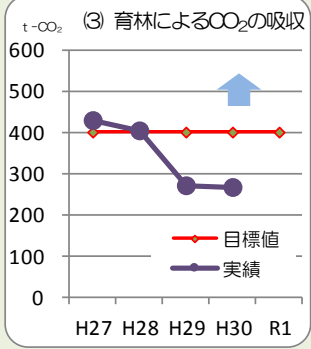
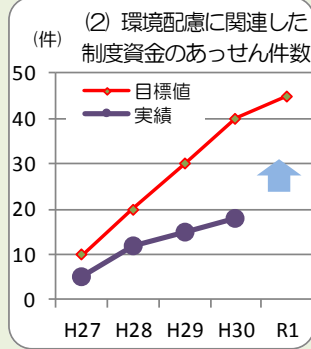
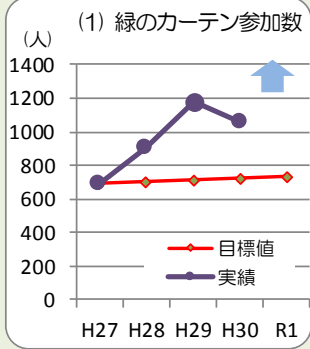
---

# 付属資料

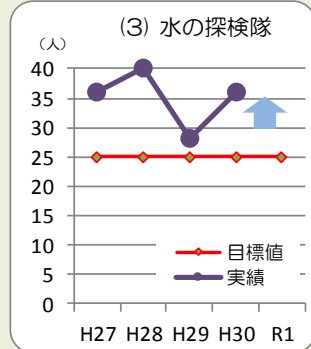
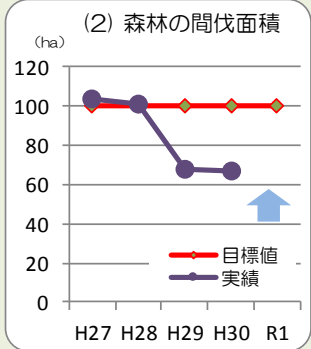
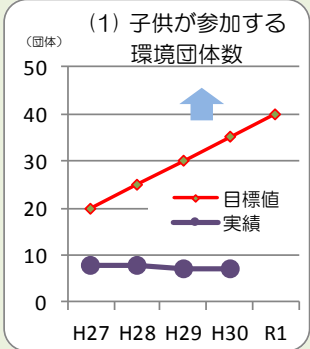
---

- 第3次岡谷市環境基本計画の「基本目標別、目標指標の推移（平成27（2015）年度～令和元（2019）年度）」
- 第4次岡谷市環境基本計画策定の経過
- 岡谷市環境基本条例
- 岡谷市環境審議会委員名簿
- 岡谷市環境審議会に対する市長の諮問
- 岡谷市環境審議会からの市長に対する答申
- 用語の説明

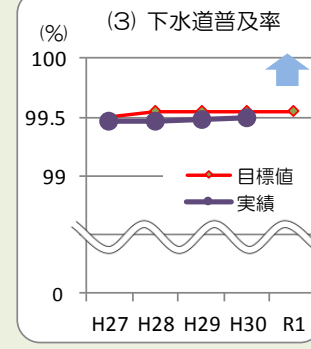
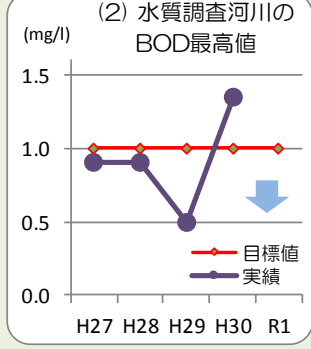
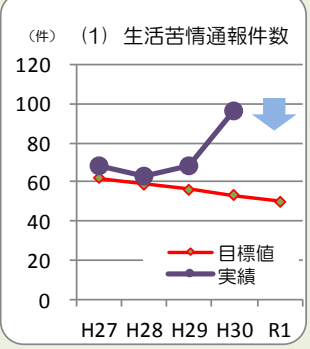
① 地球環境の保全



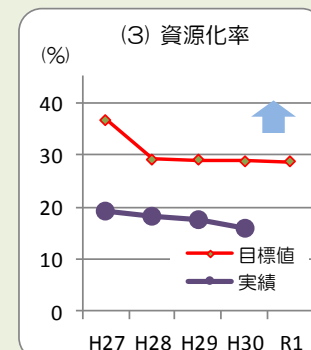
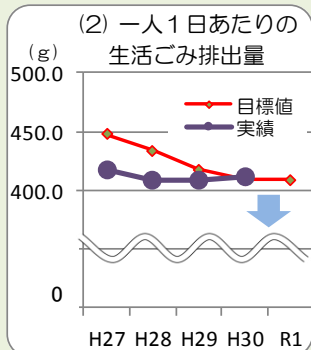
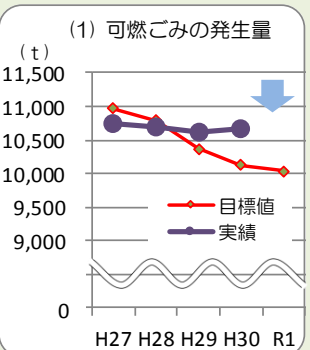
② 自然環境の保全



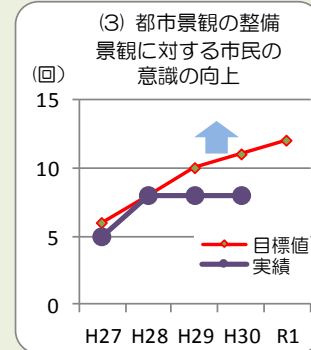
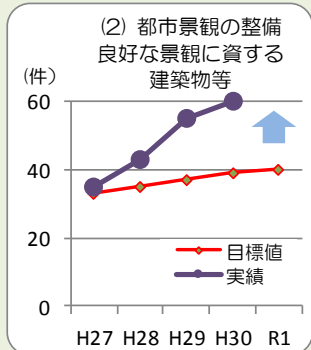
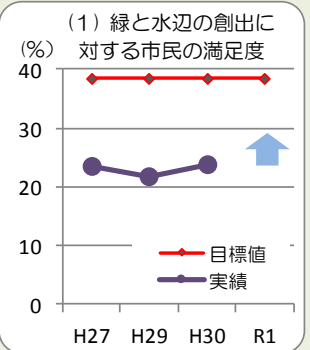
③ 生活環境の保全



④ 循環型社会の構築



⑤ 快適環境の形成



## 第4次岡谷市環境基本計画策定の経過

年 月 日	説 明
令和元（2019）年 5月28日	第1回環境保全推進委員会研究部会（アンケート内容協議）
6月	第4次岡谷市環境基本計画 市民アンケート調査の実施 ・一般市民 1,000人 ・事業者 300事業所 ・小中学生 847人
6月26日	第2回環境保全推進委員会研究部会（概要説明・素案体系協議）
7月1日	第1回環境保全推進委員会（概要説明）
7月9日	第3回環境保全推進委員会研究部会（素案体系審議）
8月2日	第2回環境保全推進委員会（諮問案検討）
8月27日	第1回環境審議会（概要説明）
9月5日	行政管理委員会（諮問案検討）
10月3日	第2回環境審議会（第4次岡谷市環境基本計画の諮問・計画案審議）
10月4日	パブリックコメントの実施（～10月31日）
10月25日	第3回環境審議会（計画案審議）
11月20日	第4回環境審議会（計画案・答申書検討）
12月25日	環境審議会より答申
令和2（2020）年 1月20日	第3回環境保全推進委員会（答申内容の報告・計画案協議・承認）
1月31日	行政管理委員会（最終決定）
3月10日	社会委員会（報告）

# 岡谷市環境基本条例

平成 10 年 12 月 22 日

条例第 32 号

## 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)
- 第 2 章 環境施策の基本的事項
  - 第 1 節 施策の基本方針等(第 6 条・第 7 条)
  - 第 2 節 基本的施策(第 8 条—第 18 条)
  - 第 3 節 施策の推進体制(第 19 条・第 20 条)
- 第 3 章 岡谷市環境審議会(第 21 条—第 29 条)
- 附則

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策(以下「環境施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第 2 条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営んでいく上で必要とされる健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けられるとともに、この環境を将来の世代に引き継いでいく責務を担っていることを認識して行われなければならない。

2 環境の保全は、人類が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、自然と人とが共生していくことを目的として行われなければならない。

3 環境の保全は、環境が有限な資源であることを認識して、すべてのものの適切な役割分担の下に、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

4 環境の保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることを認識して、事業活動及び日常生活において地球環境の保全に資するよう行われなければならない。

### (市の責務)

第 3 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、市が行うすべての施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全に配慮するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、公害の発生の防止及び自然環境の適正な保全に努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動を行うこと及びその事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を少なくするよう努めるものとする。

3 事業者は、市が行う環境施策及びその事業所が所在する地域における環境保全活動に協力するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において物を大切にすることを、資源及びエネルギーの節約、廃棄物の減量等を実践することにより、環境への負荷を少なくするよう努めるものとする。

2 市民は、自ら環境の保全について認識を深めるとともに、市が行う環境施策に協力するものとする。

3 市民は、地域における環境保全活動に積極的に参加するものとする。

## 第2章 環境施策の基本的事項

### 第1節 施策の基本方針等

(基本方針)

第6条 市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる基本方針に基づくものとする。

(1) 人の健康又は生活環境に被害を及ぼす環境の保全上の支障を防止し、安全な生活環境を確保すること。

(2) 生物の多様性の確保に配慮するとともに、自然環境を地域の自然的、社会的条件に応じて保全しつつその適正な利用を図ることにより、自然と人との共生を確保すること。

(3) 資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量を推進し、環境への負荷を少なくさせる仕組みを構築すること。

(4) 自然環境と一体となった美しい景観や地域の歴史的、文化的な特性を生かした良好な生活環境を確保すること。

(5) 地域における環境保全活動を通じて、地球環境の保全に貢献すること。

(6) 市民及び事業者(以下「市民等」という。)の自主的かつ積極的な環境保全活動が促進されること並びに市民等の環境の保全に関する意見が反映されること。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、岡谷市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 環境への配慮の指針

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全に関し必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見の反映に努めるとともに、第 21 条に規定する岡谷市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 市長は、環境基本計画の適切な運用と進行管理を行い、必要があるときは環境基本計画を変更するものとする。

6 第 3 項及び第 4 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

## 第 2 節 基本的施策

(規制の措置)

第 8 条 市は、公害の防止、自然環境の保全及びその他環境の保全に資するため、必要があるときは適切な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的措置)

第 9 条 市は、市民等が自ら行う環境への負荷を少なくするための施設の整備その他の適切な措置に対し、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の有効利用等の促進)

第 10 条 市は、市民等による資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正処理を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に資する施設の整備等)

第 11 条 市は、環境の保全に資する公共的施設の整備その他これに類する事業を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興)

第 12 条 市は、市民等が環境の保全について理解を深めるとともに、環境保全活動を行う意欲を高めるため、環境教育及び環境学習の振興に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境情報の提供等)

第 13 条 市は、環境の保全に関する情報を適切に提供し、又は広報活動を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第 14 条 市は、市民等及びこれらの者の構成する民間団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境保全活動を促進するため、必要があるときは適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境への負荷の少ない事業所の育成)

第 15 条 市は、事業者が自ら環境の保全に配慮した事業活動を行い、環境への負荷の少ない事業所となるように育成するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視及び調査の充実)

第 16 条 市は、環境の状況を把握するための監視及び調査を充実させるため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(諏訪湖及び天竜川の水質浄化)

第 17 条 市は、関係行政機関及び民間団体等と連携を図り、諏訪湖及び天竜川の水質を浄化するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地球環境の保全)

第 18 条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護及びその他の地球環境の保全に関して、地域において取組が可能な施策を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第 3 節 施策の推進体制

(推進体制の整備)

第 19 条 市は、環境施策の総合的かつ計画的推進のため、必要な体制を整備するものとする。

(関係行政機関等との協力)

第 20 条 市は、環境施策の実施に当たっては、関係行政機関及び民間団体等と連携を図り、協力してその推進に努めるものとする。

## 第 3 章 岡谷市環境審議会

(設置)

第 21 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、岡谷市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第 22 条 審議会は、市長の諮問に応じ調査審議するほか、環境の保全に関する基本的事項について市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 23 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 関係行政機関職員
- (3) 一般公募者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(平成 15 条例 8・一部改正)

(任期)

第 24 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 25 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 26 条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 27 条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、審議会の意見を聴いて市長が委嘱する。

3 専門委員は、審議会に出席し、専門的立場から意見を述べるができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第 28 条 審議会の庶務は、市民環境部市民環境課が行う。

(平成 18 条例 1・平成 20 条例 11・平成 23 条例 1・平成 28 条例 17・一部改正)

(委任)

第 29 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(岡谷市環境審議会条例の廃止)

2 岡谷市環境審議会条例(昭和 47 年岡谷市条例第 6 号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、旧条例の規定により委嘱された岡谷市環境審議会委員及び岡谷市環境審議会専門委員は、この条例の規定により委嘱されたものとみなす。

附 則(平成 15 年条例第 8 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に委員に委嘱されている者の任期は、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年条例第 11 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年条例第 17 号)抄

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。



## 岡谷市環境審議会委員

(五十音順)

会 長	山 崎	舜 次	岡谷市衛生自治会連合会
副会長	武 居	薫	一般公募
委 員	岡 村	淳 也	岡谷薬剤師会
委 員	小 口	泰 史	岡谷商工会議所 (令和元(2019)年10月31日まで)
委 員	中 村	文 明	岡谷商工会議所 (令和元(2019)年11月 1日より)
委 員	黒河内	靖 子	長野県工業技術総合センター
委 員	小 林	高 志	岡谷市立小・中学校長会
委 員	五 味	利恵子	岡谷市消費者の会
委 員	菰 田	靖 子	一般公募
委 員	是 永	剛	長野県諏訪地域振興局
委 員	下 平	一 夫	レイクウォーク岡谷
委 員	高 林	敬 子	信州諏訪農業協同組合
委 員	武 居	永 作	一般公募
委 員	春 山	洋	岡谷市医師会
委 員	丸 山	晴 久	岡谷市区長会
委 員	横 内	文 雄	一般公募

## 諮問、答申内容

### 諮問書

元市第96号  
令和元年10月 3日

岡谷市環境審議会  
会長 山崎 舜次 様

岡谷市長 今 井 竜 五

### 諮 問 書

岡谷市環境基本条例第7条の規定に基づき、第4次岡谷市環境基本計画について諮問申し上げます。

### 答申書

令和元年12月25日

岡谷市長 今 井 竜 五 様

岡谷市環境審議会  
会長 山崎 舜次

### 第4次岡谷市環境基本計画について (答申)

令和元年10月3日付市第96号をもって貴職から諮問されました第4次岡谷市環境基本計画について、本審議会は慎重に審議した結果、別添のとおり答申いたします。

(別添)

## 意見・要望等

1. 第4次岡谷市環境基本計画は、岡谷市環境基本条例の理念の実現に向けた環境に関する取組を推進する重要な指針であることから、子どもから大人まで幅広い世代を対象に分かりやすく効果的に周知されるよう要望いたします。
2. 環境に関する意識を高めるためには、子どもの頃からの取組が重要であることから、保育園、幼稚園、学校など関係機関と連携協力した環境教育・学習を積極的に展開していくよう要望いたします。
3. 市は、環境保全の取組を総合的、計画的に推進し、市民、事業者の取組の模範となるよう要望いたします。
4. 猛暑や大型台風の発生等、地球温暖化の影響は深刻な状況となっており、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの導入を推進していくことは重要であります。自然環境や近隣の生活環境に大きな影響を与えないよう、「岡谷市再生可能エネルギー設備の設置等に関するガイドライン」等の適正な運用に努め、もって良好な環境形成がなされるように要望いたします。
5. 現在、世界的に注目されているプラスチック廃棄物問題については、多くの市民も関心を寄せています。3Rの推進によりプラスチック廃棄物の削減を図ると共に、岡谷市から海洋ごみを発生させないため、ポイ捨て等の防止に努めるよう要望いたします。
6. 長野県が策定した諏訪湖創生ビジョンに基づいて、県等関係機関や近隣市町村と連携し、諏訪湖の保全等に取り組むとともに、多くの市民と共に活動する「諏訪湖周一斉清掃」や「ヒシ除去事業」等、協働による環境保全の取り組みを積極的に推進するよう要望いたします。
7. 環境問題について多くの市民が考え、実践するきっかけとなる「(仮称)岡谷市環境の日」を制定する等、環境意識の向上につながる取組を推進するよう要望いたします。
8. 岡谷市が取り組んできた様々な取組については、今後も継続し、さらなる発展に努めるよう要望いたします。

## 用語の説明

### 【ABC (アルファベット)】

- BOD (生物化学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demand の略。河川水などの有機物による汚濁の程度を示す指標で、水中の微生物が有機物を分解するときに消費される酸素の量。数値が高いほど有機物の量が多く、水が汚れていることを示す。また、湖沼などの場合にはCODという。

- ISO14000 シリーズ

国際標準化機構である ISO (International Organization for Standardization) が発行する環境マネジメントシステム\*や環境監査などに関する国際規格。製品提供やサービスの過程における環境保全について統一基準を示しており、ISO14001 は、①環境保全、改善のための経営方針と行動計画の策定、②行動計画の実行、運用のための環境管理体制の整備と監査、是正について継続性をもって実施することが盛り込まれている。

- LAN

ローカルエリアネットワーク (Local Area Network:LAN)、通称ランと呼ぶ。ビル内や事業所内など、敷地が限定された範囲で構築されるコンピュータネットワークのこと。コンピュータをケーブルや無線、中継機器を利用して接続し、相互のデータ交換を行う。

- LED照明

LEDとは、Light Emitting Diode の略で発光ダイオードのこと。電気を流すと発光する半導体の一種。これを使用した照明器具で光量が多く、明るく、非常に低電力でかつ長寿命。

- MQL加工

極微量切削油供給 (Minimum Quantity Lubrication) 方式を用い、1~2ミクロン程度の微細粒子化した切削油を、数~数 10ml/h 程度の極微量 (従来型の給油量の数万分の一) で圧縮空気とともに切削部へ供給する加工方法で、鉱物油使用や切削油供給時電力量などの環境負荷\*が低減できる。

- PCB (ポリ塩化ビフェニル)

Poly Chlorinated Biphenyl の略で、人工的につくられた、主に油状の化学物質。沸点が高い、熱で分解されにくい、電気絶縁性が高いなど化学的に安定した性質を持つため、電気機器の絶縁油、熱交換機の熱媒体など様々な用途で利用された。しかし、毒性が強く人体に悪影響を及ぼすため、現在では製造、輸入ともに禁止されている。

- PDCA

Plan (計画)、Do (実行)、Check (点検)、Action (見直し) という手順を繰り返し、このサイクルを重ねてより高い目的や目標を達成していくシステム。

- PM2.5 (微小粒子状物質)

大気中に漂う粒径  $2.5 \mu\text{m}$  (マイクロメートル  $1 \mu\text{m}=0.001\text{mm}$ ) 以下の非常に小さな粒子のことであり、従来から環境基準\*を定めて対策を進めてきた粒径  $10 \mu\text{m}$  以下の粒子である浮遊粒子状物質 (SPM) よりも小さな粒子のことを示す。粒径が小さいため、肺の奥深くまで入りやすいことから、その健康影響が懸念されている。

- P R T R制度

Pollutant Release and Transfer Register の略で、化学物質排出移動量届出制度などと訳され、『特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律』（略称 化管法）により規制される。有害な化学物質が大気、水、土壌などに排出される量、また廃棄物として移動している量を、事業者が自ら把握して国に報告する。国は事業者からの報告や推計により、排出量や移動量を集計し、公表する。

- S D G s（持続可能な開発目標）

Sustainable Development Goals の略で、平成 27（2015）年国連サミットで採択された令和 12（2030）年を年限とする国際目標。持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓い、環境、経済、社会の 3 つの側面の統合的向上を目指す。

## 【あ 行】

- アイドリングストップ

自動車の駐車、停車時において不必要なエンジンの使用を中止する方法。またこれを訴える運動。大気汚染\*防止や騒音、悪臭防止はもちろん、地球温暖化\*の原因となる二酸化炭素の排出を抑制できる。

- アスベスト（石綿）

天然で採取される鉱物の一種で、石でありながら綿状の繊維を持つ。安価で加工しやすく、耐熱性、絶縁性、保温性に優れていたため、断熱材や絶縁材などに幅広く使われてきた。しかし、飛散したアスベストを吸い込むと、肺がんや悪性中皮腫などの健康被害が生じることから、現在では使用を制限されている。

- 硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）

刺激性の強い腐食性のある有害なガスで、代表的なものに二酸化硫黄、三酸化硫黄などがある。重油などの燃焼により発生する。このガスは呼吸器を刺激し、せき、呼吸困難、ぜんそく、気管支炎などを起こし、植物にも被害をもたらす。

- 一斉気温測定

7月の最終日曜日の午後2時に、市民のみなさんに市内の自由な場所で、一斉に気温を測定していただき、周辺や地面などの状況による気温の違いを確認し、夏場の温度上昇を抑える工夫を見出す事業。

- ウォームビズ

クールビズ\*の項を参照。

- エコアクション21

中小企業などにおいても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム\*、環境パフォーマンス評価、および環境報告の方法をひとつに統合した環境配慮のためのツール。

- エコドライブ

自動車運転の際、燃料消費を抑え二酸化炭素の排出をより抑制する運転方法。具体的にはアイドリングストップ\*を励行し、急発進、急加速をしないなどの方法がある。

- エコマーク

環境への負荷が少ないなど、環境保全に有益な製品につける推奨するマーク。(公財)日本環境協会によって選定される。



- 塩嶺の小鳥のさえずり

「残したい“日本の音風景 100 選”<sup>\*</sup>」に選定されている塩尻峠(塩嶺)周辺の音風景。塩尻峠はハケ岳中信高原国定公園の一角にあり、長野県の「小鳥の森」にも指定されている。この峠一帯は、広葉樹と針葉樹が混在していて、四季を通じて、繁殖鳥、留鳥、漂鳥、南鳥、冬鳥など多種多様の野鳥が確認され、特に初夏には、カッコウ、キビタキ、アカハラなどの賑やかなさえずりを楽しめる。

- 岡谷市景観形成基本計画

本市の景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観形成に関する事項を明らかにするとともに、その実現に向けて市民、事業者、行政の協働による景観づくりを行うための基本的方針となる計画。平成 21 (2009) 年に策定。

- 岡谷市再生可能エネルギー設備の設置等に関するガイドライン

再生可能エネルギー設備の新設、増設、改修を行う設置者に対して、市への手続きや周辺の環境や住民への配慮すべきことを定めたガイドライン。自然環境や住民の生活環境に配慮することで、再生可能エネルギーの円滑な促進を図る。

- 岡谷市鳥獣被害防止計画

ニホンジカなど特定の個体が増えすぎたことによる農業や林業への影響や、カワアイサなどの魚食性鳥獣の漁業への被害を防止するために、鳥獣被害防止特別措置法に基づき、平成 29 (2017) 年に策定。

- 岡谷市都市計画マスタープラン

およそ 20 年後のまちの姿を見据えた、まちづくりを進めるための都市計画に関する基本的な方針。都市計画分野に関するビジョンを明確にし、将来都市像や地域の課題に応じた都市施設や市街地などの整備計画を総合的かつ具体的に定めた計画。平成 27 (2015) 年に策定。

- 岡谷市ポイ捨ての防止等に関する条例

市民、事業者、土地の所有者、市が協働してポイ捨ての防止等を図ることにより、快適な生活環境を確保し、美しいまちづくりを推進することを目的とした条例。

- オゾン層

地球大気圏のオゾンの大部分は地上 10~50km 上空の成層圏という領域にあり、これがオゾン層と呼ばれている。オゾン層は太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生態系を保護している。しかし、成層圏以下の低位の対流圏で漂うフロン<sup>\*</sup>類が、成層圏に到達して強い紫外線の影響を受けることで、オゾン層が破壊される。

オゾン層が壊れると、皮膚がんの増加、白内障の増加、免疫力の低下などの健康障害のほか、農作物の収穫減少、海洋生態系の基礎となるプランクトンの減少など生物への被害が予測される。加えて光化学スモッグの悪化と温暖化促進などへの影響もある。このため、ウィーン条約およびモントリオール議定書により、国際的に協調してフロン類を段階的に廃止する対策が実施されている。

- 温室効果ガス

地表面からの赤外線放射を吸収し、地球温暖化\*を引き起こすガス。温室のガラスのように太陽光は透過するが、地表面からの熱放射を吸収し、再放射する性質を持っている。温室効果ガスには様々な物質があるが、二酸化炭素、フロン\*類、メタンなどがある。これらの物質の濃度が増すと、地球表面の温度が上昇する。

## 【か 行】

- 海洋ごみ

海岸に打ち上げられたごみや海面や海中を漂うごみ、海底に沈んでいるごみを合わせて海洋ごみという。多くは内陸部で投棄されたごみであり、河川などを通して海へたどり着く。また、プラスチックごみが多く、生物の誤飲やマイクロプラスチック\*化などが世界的な問題となっている。

- 化石燃料

石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産できない有限性の燃料資源。太古のプランクトンや動植物の残骸が地中で数百万年の間、熱プロセスを受けて炭化生成されたもの。

- 環境会計

企業などが環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のために要した費用とその効果を把握するための仕組み。

- 環境学習

人間と環境とのかかわりについて理解と認識を深め、環境の保全に対して正しく責任ある行動がとれるようにすることを目的として環境に関することを学ぶこと。

- 環境家計簿

家庭の電気、ガス、上下水道などの使用量をCO<sub>2</sub>排出量に換算し、月ごとにその総計をするもの。節電、節水などでCO<sub>2</sub>の排出量を減らす行動を実践することにより、地球温暖化\*を防止するとともにその他の環境問題の解決にも貢献し、また家計の節約にも結びつけることを目的としている。

- 環境基準

環境基本法に基づいて、大気汚染\*、水質汚濁および騒音などから人の健康を保護するための望ましい基準をいう。例として大気汚染では、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、光化学オキシダント\*の濃度などがある。

- 環境にやさしいクッキング

買い物、調理、食事、片づけ、排水やごみ処理などの過程に応じてちょっとした工夫をしたり、思いやりをかけたりすることによって、食生活からの環境への負荷をできる限り少なくしようとする行動。(例示：食品を買いすぎない、食事を作り過ぎない、食べ残さない、冷凍保存より使い切る、など)

- 環境負荷

人が環境に与える負担のことで、日常生活、事業活動、製品、サービスやその他の業務、活動などが環境に影響を与える原因や要素。(例示：自動車の運転によるCO<sub>2</sub>の発生は環境負荷であり、これによる地球温暖化\*の進行が環境影響である)

- 環境マネジメントシステム

組織(事業)活動に伴う環境への影響を継続的に改善していく仕組みのこと。

- **涵養**（地下水涵養・水源涵養）
 

降水や河川水などの地表の水が土壌（帯水層）に浸透し、地下水となること。森林などの土壌は、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能を持つ。また、雨水が土壌を通過することにより、水質が浄化される。
- **京都議定書**

平成9（1997）年12月、地球温暖化防止京都会議、（気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議：通称COP3）において採択され、平成12（2000）年以降の先進各国における温室効果ガス\*削減目標や国際制度について定めている。先進締約国に対し、平成20（2008）年～平成24（2012）年の第一約束期間における温室効果ガスの排出を平成2（1990）年比で5.2%削減することを義務付けている。日本は平成17（2005）年5月に発効し、平成20（2008）年～平成24（2012）年の間に、温室効果ガスを平成2（1990）年レベルで6%削減することをめざしていた。
- **クールビズ、ウォームビズ**

クール（cool）とビズ（businessの短縮形biz）を合成した和製英語。温暖化を抑制しようとする狙いから、冷房を抑え夏季の服装の軽装を奨励すること。平成17（2005）年の京都議定書\*発効を受け環境省が名称を公募して決定した。

同様に冬季は暖房を抑え、冬の服装の重ね着を奨励することをウォームビズ\*という。
- **クリーンエネルギー研究会**

平成21（2009）年9月に発足。クリーンエネルギー（自然エネルギー）を用いた発電に焦点を絞り、会員企業の保有技術と新素材・新技術を融合した試作研究の活動を行う。
- **グリーン購入**

商品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、価格や品質だけでなく、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。
- **公害**

事業活動その他の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染\*、水質汚濁、土壌汚染\*、騒音、振動、地盤沈下、悪臭（以上を典型7公害という）によって人の健康または生活環境に係る被害を生ずることをいう。
- **光化学オキシダント**

工場や自動車などから排出される大気中の窒素酸化物\*(NOx)や炭化水素類が、太陽の紫外線により光化学反応を起こして生成される酸化性物質の総称。オゾンなどの刺激性の物質であり、人や植物に有害である。
- **こどもエコクラブ**

こどもエコクラブは、2人以上のメンバー（幼児から高校生まで）と活動を支える1人以上の大人で構成される。環境省では、平成7（1995）年度からこどもエコクラブ事業を通じて、地域における子どもたちの自主的な環境学習\*や実践活動を支援する。
- **ごみ処理基本計画**

諏訪湖に面する岡谷市、諏訪市、下諏訪町の2市1町の湖周地区におけるごみ処理を広域的に共同で行うための計画。ごみ処理に関する施策の円滑な実施を図り、循環型社会\*を構築することを目的としている。



## 【さ行】

- 再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性がある石油、石炭などの化石燃料\*や原子力に対して、太陽光、太陽熱、風力、水力、波力、地熱、バイオマス\*など、通常はエネルギーの枯渇が心配ないエネルギーのこと。

- 再生紙使用マーク

古紙パルプの配合率を示すマーク。



- 里山

雑木林、水田、畑地、小川などで、農林業などの人間の活動の影響を受けて成立し維持されてきた身近な自然の存在をいう。加えて自然林、人工林、草原、湿地、湖沼、河川などが生活域と一体となった地域もいう。

- 砂漠化

植生に覆われた土地が不毛地帯となっていく現象。大気の循環の変動による乾燥地の拡大、木材の過剰伐採、家畜の過剰放牧などの人為的要素が絡み合い熱帯雨林や緑地が消滅する。また、酸性雨\*による森林の枯死も原因。その結果、農地の減少や生態系\*への影響が懸念されている。日本への黄砂も砂漠化の拡大が一因とされている。

- 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃酸、廃プラスチック類など『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』に定められる廃棄物と、輸入された廃棄物のこと。これらは、事業者が自ら処理するか、知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託しなければならない。

- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

排出事業者が産業廃棄物\*の処理を業者に委託する際に、産業廃棄物の名称、数量、性状、運搬業者名、処分業者名、取り扱い上の注意事項などを記載し、産業廃棄物の流れを自ら把握、管理する帳票。排出者が処理委託者に交付する。産業廃棄物が処理されたことを最後までチェックできるとともに、取り扱い上の注意事項を処理業者に確実に伝えることができ、不法投棄を未然に防止することができる。なお、電子マニフェストシステムもある。

- 酸性雨

自動車や工場、発電所などで、化石燃料\*が燃焼する際に排出された硫黄酸化物\*や窒素酸化物\*が、雨や雪に吸収され通常より強い酸性を示す現象。地表に降り土壌が酸性化し、森林が枯れたり湖が酸性化して魚が死んだり、大理石が溶ける被害が発生する。

- 30・10運動（さんまるいちまるうんどう）

宴会などで最初の30分間と最後の10分間は自分の席について料理を楽しみ、食べ残し（食品ロス）を減らそうという運動。長野県では、「残さず食べよう！30・10運動」として、30・10運動への参加を呼びかけている。

- ・ 持続可能性（Sustainability）
 

将来の世代がその欲求を満たすための能力を損なうことなく、現世代の欲求も満足することができる開発や発展をすることを指す。

経済の拡大にともなう地球環境の加速度的な悪化を止め、有限な資源の長期利用、生態系\*の維持、健全な経済発展などを持続させる考え方と取組。
- ・ 持続可能な社会づくりのための長野宣言
 

令和元（2019）年6月、軽井沢にて行われたエネルギー・環境関係閣僚会合を契機に長野県、イクレイ日本が取りまとめた宣言。地域循環共生圏\*の構築や、そのための支援を政府に求めるものであり、本市を含む県内の市町村だけではなく国内外の多くの自治体などが賛同している。
- ・ 循環型社会
 

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済のあり方に代わる資源、エネルギーの循環的な利用がなされる社会をいう。平成12（2000）年には循環型社会をめざす『循環型社会形成推進基本法』が制定された。この法令では「天然資源の消費量を減らして、環境負荷\*を少なくした社会」と定義されている。製品などが廃棄物とにならないよう長寿命化し、長期に使うこと。また、ものが廃棄される際は、適正に再使用や再資源化の利用が行われること。これらにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。
- ・ 省エネルギー
 

エネルギーを節約してエネルギーの消費を減らすこと。あるいはそうした運動をさす概念。限りある資源を大切に使うこととあわせて、近年は地球環境の悪化を防ぐための手段として普及啓発されている。
- ・ 省資源
 

鉄鉱石や希少金属類、熱帯雨林や森林、石油や石炭などの有限な地球資源の枯渇を防ぐためその消費を削減すること。無駄をなくし効率的に有効に利用したり、再使用、再生利用したりすること。
- ・ 食品リサイクル法
 

『食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律』の略称。食品の売れ残りや食べ残し、食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進するための法律。
- ・ 信州プラスチックスマート運動
 

プラスチック廃棄物問題に対応するため、生活スタイルを見直しプラスチックと賢く付き合うための長野県が実施している運動。「意識して『選択』 少しずつ『転換』 分別して『回収』」の3つの行動を意識するように呼びかけている。
- ・ 親水エリア
 

川や湖の水辺など、水に親しむ場所。
- ・ 森林経営計画
 

森林所有者や森林の経営の委託を受けたものが、間伐などの森林の整備について作成する5年を1期とする計画。その計画に基づき、税制や補助金などの特別措置を受けることができる。
- ・ 水源の森百選
 

森林の役割を紹介し、理解を深めることなどのために、林野庁では、水を仲立ちとして森林と人との理想的な関係がつけられているなどの代表的な森を「水源の森百選」として選定している。

- スパイラルアップ
 

マネジメントシステムの基本となる PDCA\*を前提に「継続的に改善すること」、もしくは「その仕組み」を指す。PDCA のサイクルを廻していくとき、らせん（スパイラル）のようなイメージでサイクルを廻すことにより高みに登っていき成果を生み出すこと。
- 3R（スリーアール、またはサンアール）
 

環境保全のため、循環型社会\*の構築、運用のためにリデュース\*（Reduce）／発生抑制、リユース\*（Reuse）／再使用、リサイクル\*（Recycle）／再生利用または再資源化の3つのイニシャルのRをとっている。それぞれの用語は各項に解説する。
- 諏訪湖創生ビジョン
 

平成 30（2018）年3月に長野県が策定したビジョン。諏訪湖の 20 年後の将来像を「人と生き物が共存し、誰もが訪れたいくなる諏訪湖」とし、それを実現するために、県、市町村、地域住民、企業等が協働し、上流域や下流域を含めた地域が一体となって諏訪湖を創生するためのもの。諏訪湖の水質保全、生態系保全、湖辺面活用・まちづくりについて総合的に取り組む。
- 生態系
 

植物、動物、微生物、およびそれらを取りまく非生物的要素（土壌、水、空気など）から成り立っており、それらの要素が物質環境やエネルギーの流れといった複雑な過程を通じて相互に作用し複合したもの。野生生物および人類の生存を支える基盤。
- 生物多様性
 

平成 5（1993）年 12 月に『生物多様性条約』が発効され日本もこれに署名している。地球上の野生生物の多様さをそれぞれの生息環境とともに保存し、その持続的な利用を実現することを目的としている。また、様々な生物が相互に作用して生まれる生態系も生物多様性の一部である。日本では平成 20（2008）年 6 月に『生物多様性基本法』が公布されている。
- ゼロエミッション
 

事業者（主に製造業）が事業活動によって発生した不用物（廃棄物）を、別の産業において有効利用することにより、廃棄物をゼロにすること。廃棄物ゼロを目標にして、製造工程で廃棄物を出さない、また発生した廃棄物はリサイクル\*して再使用し、循環型社会\*を構築して実践する取組。

## 【た 行】

- 代替フロン
 

特定フロン（クロロフルオロカーボン 略称 CFC）の代替として利用されている合成化合物で、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）類とハイドロフルオロカーボン（HFC）類のこと。特定フロンは冷蔵庫の冷媒やスプレーのガスなどに使用されていたが、オゾン層\*破壊物質であることがわかり代替フロンに移行。しかし、代替フロンも強力な温室効果ガス\*であることが判明し、令和 2（2020）年までには先進国で生産が中止される。
- 大気汚染
 

人間の生産活動、消費活動によって大気が汚染され、生態系\*や人間の生活に悪影響が生ずること。特に、物の燃焼等に伴い発生するばい煙（硫黄酸化物\*、ばいじん、窒素酸化物\*、カドミウムなど）や自動車排出ガスなどが大気汚染物質としてあげられる。大気汚染の法律は『大気汚染防止法』による。

- 脱炭素社会

温室効果ガスである二酸化炭素排出量削減に関して、低炭素社会\*よりもさらに大きな排出量削減を目指し、人為的な二酸化炭素排出量を実質的にゼロにする社会。政府はパリ協定\*に基づく成長戦略の長期戦略の最終到達点として脱炭素社会を掲げ、今世紀後半のできるだけ早期の実現を目指し、令和 32（2050）年には二酸化炭素排出量の 80 パーセント削減を目指している。

- 地域循環共生圏

自然環境などの地域ごと異なる資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性を活かし、性質の異なる近隣地域で支えあう。そのことによって、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す。

- 地下水汚染

地下水が有機溶剤、重金属、農薬、油、細菌などによって汚染され、飲用として使用できなくなること。

- 地下水質追跡調査

地下水の汚染後など、その後の地下水質を調査すること。汚染範囲の確定や汚染源を推定するなどの調査がある。

- 地下水質モニタリング

地下水質の常時監視のこと。水環境行政の基本であり、水質汚濁防止法に位置づけされた事務である。汚染の発見、有害物質濃度の推移の把握などを通じ、地域住民などの健康を保護し、また、良好な地下水質を保全することを目的としている。

- 地球温暖化

二酸化炭素やフロン\*類などで構成する温室効果ガス\*の濃度が上昇していくと、地表面から放射される暖かい赤外線が温室効果ガスに吸収され、地表への再放射量が多くなるため、地表の平均気温が上昇すること。

- 地球環境問題

地球温暖化\*、オゾン層\*の破壊、酸性雨\*、森林（特に熱帯雨林）の減少、砂漠化\*、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、野生生物の種の減少、開発途上国の公害\*のように、人の活動によって地球規模で環境に影響を及ぼす問題のこと。これらを九つの地球環境問題とも言う。

- 窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）

窒素と酸素の化合物。石油、石炭等の燃焼に伴って発生し、工場、ビル、自動車などから排出される。大気中に存在する窒素酸化物で問題視されるものは、主に一酸化窒素、二酸化窒素であり、二酸化窒素は環境基準\*が定められている。窒素酸化物は光化学オキシダント\*の原因物質であり、硫酸酸化物\*と同様に酸性雨\*の原因にもなっている。

- 中国ショック

平成 30（2018）年、中国がこれまで世界中から受け入れていた、プラスチック廃棄物を含む資源物の輸入を停止したため、処分できないプラスチック廃棄物などが生じてしまっている問題。また、中国に代わり新たに受け入れ先となった東南アジアなどでも輸入禁止の動きは広がっている。日本においても、多くのプラスチック廃棄物を資源物として中国に輸出していたため、海外で処分できないプラスチック廃棄物が国内にたまり、今後の処分方法について検討が必要となっている。

- 低炭素社会

温室効果ガス\*の代表的物質である二酸化炭素の排出量が少ない社会、また経済システムを構築した社会。

- 電気自動車

外部からの充電した電源により、モータで走行する自動車。走行時の二酸化炭素の排出量はゼロとなるため、温室効果ガス\*が削減できる。

- 透水性アスファルト舗装

道路などの地面を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法をいう。透水性アスファルトの場合は、砂利の粒を大きいものを使用して間隙を多くする。地下水をため、集中豪雨などによる洪水を防止する効果がある。また、通常のアスファルト舗装に比べて太陽熱の蓄積をより緩和できるため、ヒートアイランド現象を緩和する効果もある。

- 特定外来生物

一般的には人為的により自然分布域の外から持ち込まれた種の生物を外来生物という。このうち、特に生態系\*などへの被害が認められるものとして、『特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律』（平成16年6月公布）によって規定された生物を特定外来生物という。生きているものに限らず、卵、種子、器官などを含む。

- 土壌汚染

土壌中に有機溶剤、重金属、農薬、油などの物質が、自然環境や人の健康、生活への影響をおよぼす程度に含まれている状態をいう。土壌へ混入した原因は人為、自然を問わない。土壌汚染の法律は『土壌汚染対策法』による。

## 【な 行】

- 二酸化炭素排出係数

燃料などの単位使用量あたりに発生する温室効果ガス\*排出量計算時の係数。

排出係数は以下の通り。

$$\text{二酸化炭素排出量 (kg-CO}_2\text{)} = \text{燃料使用量 (各単位)} \times \text{排出係数 (各係数)}$$

温室効果ガス*	種別	燃料の種類 (単位)	排出係数		地球温暖化係数
二酸化炭素	燃料使用量	電気使用量 (kwh)	*0.555	kg-CO <sub>2</sub> /kwh	1
		ガソリン (ℓ)	2.32	kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	
		灯油 (ℓ)	2.49	kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	
		軽油 (ℓ)	2.58	kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	
		A重油 (ℓ)	2.71	kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	
		LPG (kg)	3.00	kg-CO <sub>2</sub> /kg	
		都市ガス (m <sup>3</sup> )	2.23	kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>	

【根拠法令】算定省令（経済産業省・環境省令第三号）

\*デフォルト値であり、国が公表する電気事業者ごとの電気事業者別排出係数を用いることがある。

- 燃料電池  
水素と酸素が結合して水が生成する化学反応によって生じるエネルギーにより電力を発生させる装置。クリーンで高い発電効率であるため、地球温暖化\*問題の解決策として期待されている。
- ノーマイカー通勤デー  
通勤時の自家用車使用を控え、公共交通機関や、徒歩や自転車などでの通勤を実施する日。
- 残したい“日本の音風景 100 選”  
平成 8（1996）年に当時の環境庁（現・環境省）が「全国各地で人々が地域シンボルとして大切に、将来に残していきたいと願っている音の聞こえる環境（音風景）」を広く公募し、これらの応募のうちから音環境を保全する上で特に意義があると認められる 100 件を選定したものの。

## 【は 行】

- バイオマス  
もともとは生物資源（Bio-）の量（Mass）を表す概念で、一般的には再生可能な生物由来の有機性資源（エネルギー）で化石資源を除いたものをいう。エネルギーとなるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ごみ、紙、動物の死骸、ふん尿、プランクトンなどがある。
- ハイブリッドカー  
異なる二つ以上の動力源、エネルギー源を持つ自動車のこと。ガソリンエンジンとモータを組み合わせた場合、ガソリンの消費が著しく減少し運転時のCO<sub>2</sub>排出が抑制できる。
- パリ協定  
令和 2（2020）年以降の温室効果ガス\*排出削減等のための「京都議定書\*」に代わる新たな国際枠組。途上国を含めたすべての参加国に排出削減の努力を求めている。世界の平均気温の上昇を産業革命以前と比べて 2 度未満に抑え、加えて平均気温を 1.5 度に抑えることを目指す。21 世紀後半には温室効果ガス排出量と吸収量のバランスをとることを共通の長期目標としている。
- ヒートアイランド現象  
都市部の気温が周囲に比べ高くなる現象で、気温の分布図を描くと高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれるようになった。地表面の人工化や人工排熱の増加などが要因と考えられている。
- ビオトープ  
開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息、生育環境空間を指す。このようなビオトープ造成事業では、昆虫、魚、野鳥など小動物の生息環境や特定の植物の生育環境を意識した空間づくりが行われる。
- 貧酸素  
湖底に堆積した有機物は、微生物などにより徐々に分解されるが、この時酸素を消費する。微生物による有機物の分解は、水温が高いほど活発になり、高水温期（夏季）には湖底付近でたくさんの酸素が消費される。このため、上層からの酸素の供給が追いつかなくなると、水中の酸素がなくなってしまう。これを「湖底の貧酸素化」という。

- フードマイレージ

食料の重量と輸送距離を乗じた値で、トン、キロメートルなどの単位で表す。食品の産地と消費地が近ければ、輸送時の二酸化炭素排出量を抑制できる。

「地産地消」といわれるように地元の食品を消費したり、旬のものを食べたりすることが温暖化防止につながる。

- フロン

フロンは、毒性が低く、燃えない、油を溶かすなどの性質から、半導体などの精密部品の洗浄、クーラーや冷蔵庫などの冷媒に広く使われてきたが、オゾン層\*を破壊するものがある。また温室効果ガス\*としても問題となっている。これを受け、『オゾン層保護法』や『フロン回収・破壊法』などにより対策が進められている。

- 放射能汚染

放射性物質の存在によって望まれない場所や物質（表面、固体、液体、気体、および、人体を含む）が汚染されること、または、その放射性物質の存在を指す。

## 【ま 行】

- マイクロプラスチック

5ミリメートル以下の細かいプラスチック粒子で、歯磨き粉の研磨剤などとして最初から細かいプラスチック粒子として作られたものの他に、波や紫外線の影響を受け細かくなったものも存在する。自然界では分解されないため半永久的に存在し、化学物質を吸着しやすい性質を持っているため、人体や生態系への影響が懸念されている。

- 緑のカーテン

建物の外側に植物を生育させ、建物の温度上昇を抑制する省エネルギー\*手法。太陽光をさえぎり日陰を作る役目と、植物の葉の蒸散作用で気化熱を奪う効果がある。窓の部分につる性植物でカーテン状に覆ったり、壁面全体を覆う場合もある。

- 緑の少年団

次代を担う子どもたちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、人間性豊かな健康的で明るい社会人として育っていくことを目的とした団体。学校や地域単位で結成されている。

## 【ら 行】

- ライフサイクルアセスメント（LCA）

その製品に関する原材料採取から設計、製造、使用、輸送、廃棄などすべての段階を通じて環境影響を定量的、客観的に評価する手法で、LCAと略称される。これまでの環境影響評価は、製品の製造や廃棄の範囲であるため、製品の全体としての環境への負荷の低減には寄与しない製品が生産されてしまう可能性がある。

- リサイクル

廃棄物（ごみ、不用品）を原料として再利用すること。「再資源化」、または「再生利用」と言われることもある。具体的には、使用済み製品や生産工程から出る廃棄物などを利用しやすいように処理し、新しい原材料として使う。

なお、リサイクルには2方法あり、上記による方法で材料化して再利用することをマテリアルリサイクルという。この材料化が不可能な場合は、廃棄物として焼却し、この排熱を利用して温水などの熱源や冷房のエネルギーとして使用することをサーマルリサイクルという。

- リサイクル識別マーク

消費者がごみを出す際の分別を容易にし、市町村の分別回収を促進することを目的としたマーク。

主な表示マーク



- リデュース

ごみを出さないこと、ごみの発生抑制といわれる。製品の製造過程で出るごみを減らし、使用済み製品の廃棄量を減らすことを指す。『循環型社会\*形成推進基本法』では、3R\*（リデュース、リユース\*、リサイクル\*）のうち最も優先するよう定めている。原材料使用量を減らす製品設計や製品の長寿命化を図り、消費者は製品を長く使うことを心がける。

- リフューズ

不要なものを断ること。マイバッグなどを持参しレジ袋を断る、不要なものを購入しないなど、ごみとなるものの発生を抑制する。リデュース\*のなかに含まれることもあるが、3R\*にリフューズを加えて、4Rとすることもある。

- リペア

修理し長く使うこと。家電製品や洋服など、壊れてもすぐ捨てるのではなく、修理し長く使うこと。リユース\*に含まれることも多いが、3R\*にリフューズ\*やリペアを加えることで5Rとすることもある。

- リユース

再使用すること。一度使用して不要になったものをそのままの形でもう一度使うことをいう。具体的には、まだ使えるものを他者に譲って再び使う場合や、生産者や販売者が使用済み製品、部品、容器などを回収して、修理したり洗浄したりしてから再び製品や部品、容器として使うなどがある。



#### 第4次岡谷市環境基本計画

◇発行年月 2020年3月

◇発行 岡谷市

◇編集 岡谷市市民環境部市民環境課

〒394-8510 長野県岡谷市幸町8番1号

電話：(0266) 23-4811 (代表)

<http://www.city.okaya.lg.jp/>

E-Mail: [seisou@city.okaya.lg.jp](mailto:seisou@city.okaya.lg.jp)



岡谷市

